

首里城復興ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 首里城の復興に向けた諸課題及び対応を検討するため、首里城復興推進本部(以下「推進本部」という。)設置要綱第6条に基づき、「首里城復興ワーキンググループ(以下「復興WG」という。)」を設置する。

(事務)

第2条 復興WGは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 首里城復興に向けた諸課題の分析及び検討に関すること。
- (2) 首里城復興基本計画等の策定及び実施に関すること。
- (3) 推進本部への報告に関すること。
- (4) その他首里城復興に向けて必要な事項に関すること。

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 復興WGに、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ土木建築部参事(首里城復興担当)及び首里城復興課長をもってあてる。

(組織)

第4条 復興WGに、業務の必要性に応じ、検討グループを置くことができるものとする。

(復興WG会議)

第5条 復興WGは、情報共有、対策方針の検討を行うため、復興WG会議(以下「WG会議」という。)を開催することができる。

- 2 WG会議は、リーダーが招集する。
- 3 WG会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めたメンバーで開催することができる。
- 4 リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 WG会議の庶務は、首里城復興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興WGの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

- この要綱は、令和元年11月7日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月14日から施行する。
- この要綱は、令和3年6月9日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月6日から施行する。